

主な指摘事項【軽費老人ホーム】

区分	項目	内容	文書指摘 件数
設備・運営	入所申込者等に対する説明等	重要事項説明書及び契約書(以下「契約書等」)について、下記の点につき修正・追記を行うこと。 今後については、修正・追記を行った契約書等にて同意を得ること。すでに同意を得た利用者については、修正・追記があることを説明し同意を得ること。 ・職員の職務の内容について記載すること。 ・事故発生時の対応について記載すること。 ・第三者評価の実施状況について記載すること。 ・サービスの状況に関する記録について、その完結の日から5年間保存することを記載すること。	1件
設備・運営	非常災害対策	非常災害に関する具体的計画として、消防法に基づく消防計画のみならず、風水害、地震等の災害に対処するための計画についても併せて策定し、双方の計画に基づく必要な訓練を定期的実施すること。	1件
設備・運営	サービス提供の方針	身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じること。 ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、すべての職員に周知徹底を図ること。 ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ・すべての職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施し、その記録を保管すること。	1件
設備・運営	虐待の防止	すべての職員に対し、虐待の防止のための研修を年2回以上実施し、その記録を保管すること。	1件
設備・運営	運営規程	運営規程について、下記の点につき修正・追記を行うこと。なお、運営規程の変更については、変更届の提出が必要なため、市高齢者総合支援室宛てに変更届を提出すること。 ・職員の職種、員数及び職務の内容について記載すること。	1件

計5件